

# 市長・町長申立てにかかるガイドライン

令和7年3月

尾張北部権利擁護支援センター運営協議会

## はじめに

成年後見制度については、全申立てのうち市区町村長による申し立てが年々増加し、令和5年1月から12月の集計で、本人や配偶者、親、子などを超え、最も多く全体の約23.6%を占めるようになりました（最高裁判所「成年後見関係事件の概況—令和5年1月～12月—」）。約4件に1件は市町村長による申し立てという現状になっています。

このことは、社会が親族による支援が期待できないひとり暮らし高齢者や親なき後の障害のある人が増えていることのあらわれであり、これらの方々への権利擁護支援の場面で市町村の役割が大きくなってきているといえます。

そこで、適時適切に、市町村長申立てが実施されるよう、当地区の受任者調整にかかるローカルルールも盛り込んだガイドラインを作成することとしました。

業務の都度、参照いただき、また事務の引き継ぎの際にご活用ください。

本ガイドライン作成にあたり、インターネット上で閲覧できる各地のマニュアル等を参考にさせていただきました。

## もくじ

- 1 本ガイドラインの趣旨
- 2 市長・町長申立ての意義
- 3 市長・町長申立ての基本的な流れ
  - (1) 後見ニーズの発見
  - (2) けんよごへの相談
  - (3) ケース検討会議の開催
  - (4) 本人説明
  - (5) 方針決裁
  - (6) 親族調査
  - (7) 診断書の作成依頼
  - (8) 登記されていないことの証明書取得
  - (9) 代理権・同意権設定
  - (10) 受任候補者調整委員会への審査依頼
  - (11) 受任候補者調整委員会審査結果に基づく候補者選定通知
  - (12) 家庭裁判所への申立て
  - (13) 審理
  - (14) 審判と審判の確定
  - (15) 後見等の開始

## 資料集

- ・ 令和3年11月26日付各都道府県、市町村民生主管部（局）長宛厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長ほか連名通知「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続きの例示について」
- ・ 令和3年2月26日付各都道府県（政令都市・中核市）生活保護担当課宛厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡「扶養義務履行が期待できない者の判断基準の留意点等について」
- ・ 「成年後見制度における診断書作成の手引」（最高裁作成）
- ・ 「登記されていないことの証明書」申請書
- ・ 代理行為目録
- ・ 同意行為目録
- ・ 尾張北部権利擁護支援センター受任候補者調整委員会要領

## 1 本ガイドラインの趣旨

本ガイドラインは、小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町において、尾張北部権利擁護支援センター（以下、「けんよご」という。）と連携して、市長・町長申立てを行うにあたり、より現場の運用に即した手順を取りまとめることにより、より効率的かつ公正な事務取扱いを目指すものです。

したがって、個別の事案ごとに、各市町において独自の判断により本ガイドラインとは異なる事務取扱いを認めないというものではありません。<sup>1</sup>

また、法令、通知等の改正、実務との適合性などに照らし、適宜、適切に見直ししていくものです。

## 2 市長・町長申立ての意義

### (1) 申立権者

ア 民法による申立権者（第7条、第11条、第15条）

本人、配偶者、四親等内の親族、成年後見人、成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人、未成年後見人、未成年後見監督人、又は検察官  
イ 任意後見契約に関する法律（第10条第2項）

任意後見受任者、任意後見人又は任意後見監督人

ウ 老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉法  
市町村長

### (2) 市長・町長申立ての根拠法令

ア 高齢者

老人福祉法

第32条 市町村長は、65歳以上の者<sup>2</sup>につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第7条、第11条、第13条第2項、第15条第

---

<sup>1</sup> 受任候補者調整委員会にかかる受任候補者調整の手続きについては4市町共通のルールとして運用してされるものです。

<sup>2</sup> 老人福祉法第5条の4では、「65歳以上の者（65歳未満の者であつて特に必要があると認められるものを含む。以下同じ。）」とされている。

1 項、第 17 条第 1 項、第 876 条の 4 第 1 項又は第 876 条の 9 第 1 項に規定する審判の請求をすることができる。

(上記条文中に引用されている審判)

- ・ 民法第 7 条 後見開始の審判
- ・ 民法第 11 条 保佐開始の審判
- ・ 民法第 13 条第 2 項 保佐人の同意を要する行為の範囲の拡張の審判
- ・ 民法第 15 条第 1 項 補助開始の審判
- ・ 民法第 17 条第 1 項 補助人の同意権付与の審判
- ・ 民法第 876 条の 4 第 1 項 保佐人の代理権付与の審判
- ・ 民法第 876 条の 9 第 1 項 補助人の代理権付与の審判

(知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉法においても同様)

#### イ 知的障害者

##### 知的障害者福祉法

第 28 条 市町村長は、知的障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第 7 条、第 11 条、第 13 条第 2 項、第 15 条第 1 項、第 17 条第 1 項、第 876 条の 4 第 1 項又は第 876 条の 9 第 1 項に規定する審判の請求をすることができる。

#### ウ 精神障害者

##### 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

第 51 条の 11 の 2 市町村長は、精神障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第 7 条、第 11 条、第 13 条第 2 項、第 15 条第 1 項、第 17 条第 1 項、第 876 条の 4 第 1 項又は第 876 条の 9 第 1 項に規定する審判の請求をすることができる。

#### エ 根拠法令の適用

対象者として、精神障害のある高齢者など、複数の法令に該当する場合、法令の適用順序等はないので、今後主にその当事者を支援していく部署が所管する法令を用いることで差し支えありません。

### (3) 市長・町長申立ての要件

市長・町長申立ての要件は、対象者の属性のほかは、「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」のみです。

「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」とは、成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、申立権限のある親族の申立期待できない場合とされています。

この要件があるのは、行政による個人の生活への過度の介入を防止するものですが、迅速・適切な保護の必要性との調和が図られることが前提であり、親族がいても適切な保護がなされていない場合や虐待を受けているような場合には、保護の必要性が強く働き、市長・町長申立てをすることは、行政の責務とも言えます。<sup>3</sup>

### (4) 不作為による国家賠償請求訴訟の可能性

市町村長申立は、いずれも「審判の請求をすることができる」となっているもので、申立権限を付与する規定であり、義務規定ではないと基本的には理解されますが、一定の要件の下では、義務になり、それを怠った場合には、国家賠償請求で、不作為の違法性を問われる可能性があります。<sup>4</sup>

特に、虐待事案の場合は、「審判請求をするものとする」との条文もあり、市町村長申立が義務化され違法性を追求される可能性があるとされています。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

第9条 (第1項略)

2 市町村又は市町村長は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがある

<sup>3</sup> 福井県「成年後見制度市町村長申立てマニュアル」(令和5年11月) p.14

<sup>4</sup> 長崎県「成年後見制度市町村長申立マニュアル」(令和元年12月) p.7 および大阪成年後見制度研究会「成年後見制度市町村長申立ての手引き」(令和5年9月) p.37

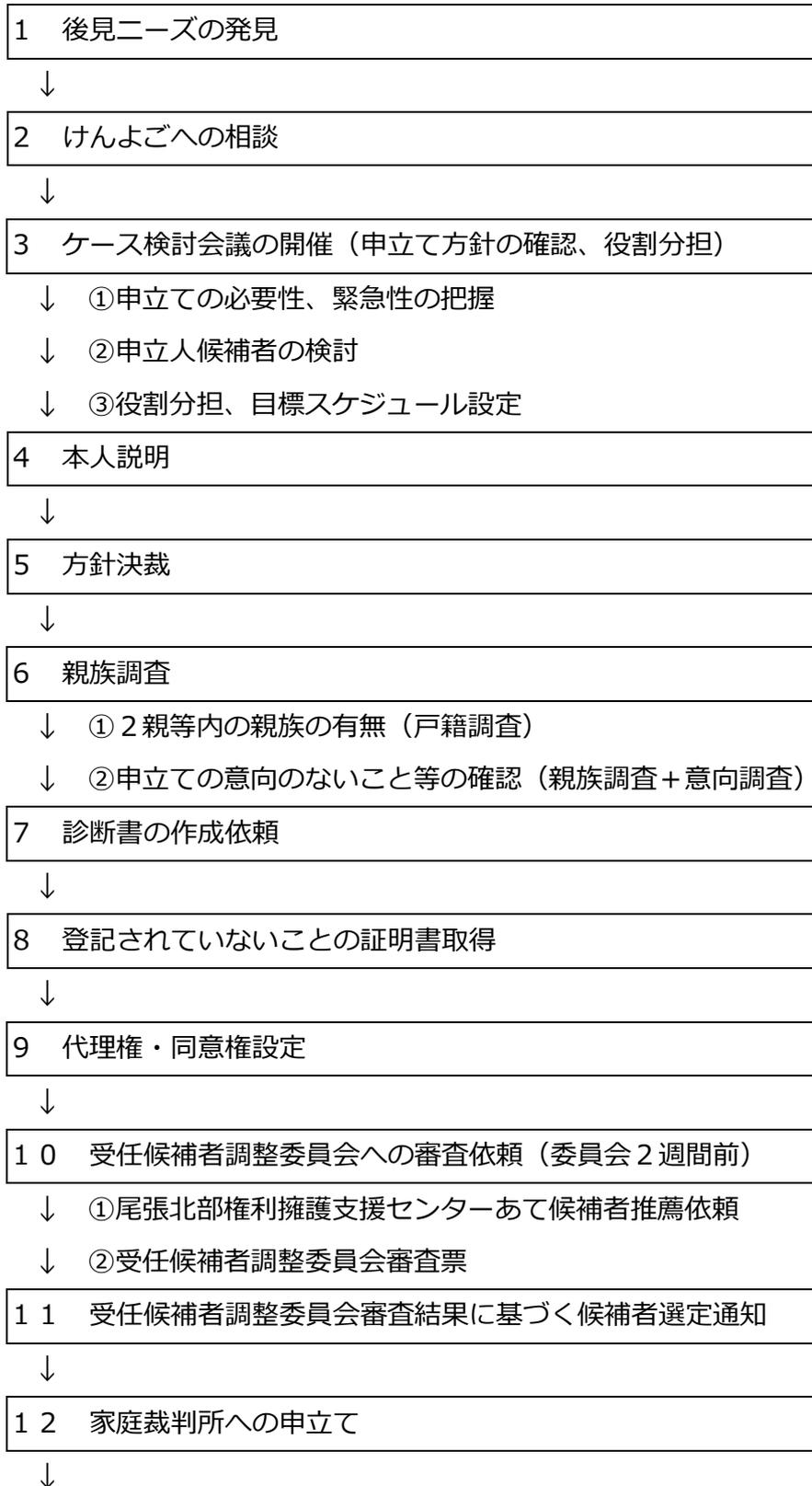
ると認められる高齢者を一時的に保護するため**迅速に老人福祉法第 20 条の 3**に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第 10 条の 4 第 1 項若しくは第 11 条第 1 項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第 32 条の規定により審判の請求をするものとする。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

第 9 条第 1 項、第 2 項略

**3** 市町村長は、第 7 条第 1 項の規定による通報又は第 1 項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、**適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 51 条の 11 の 2 又は知的障害者福祉法第 28 条の規定により審判の請求をするものとする。**

## 2 市長・町長申立ての基本的な流れ



↓

1 3 審理

↓

1 4 審判と審判の確定

↓

1 5 後見等の開始

## 1 後見ニーズの発見

- けんよごでは、研修を通じて、本人、本人の家族、支援者等に成年後見制度の利用が必要ではないかと考え、けんよごに相談していただけるよう周知をしています。
- 対象の家庭に、認知症、知的障害、精神障害の方など、判断能力が十分でない方がいる場合は、成年後見制度を活用することが課題解決に有効な場合がありますので、けんよごへの相談を促してください。
- 市長・町長申立ての要綱において、「審判請求の要請」の仕組みをとっている市町<sup>5</sup>にあつては、民生委員、各施設の長、病院等の長、その他要支援者の日常生活の援助をしている者等から書面で市長・町長申立ての要請を受け、これへの対応を書面で回答することとなっています。この場合も、けんよごへの相談、ケース検討会議の開催へと繋げていきます。

## 2 けんよごへの相談

- 成年後見制度の利用が決まってからの相談ではなく、利用を検討する段階でご相談ください。
- 市長・町長申立ての事案となる場合は、ほとんどが地域包括支援センター、基幹型相談支援センターなどの相談機関やケアマネジャー、グループホームなどサービス提供事業所からの相談案件です。
- けんよごでひととおり概要をうかがって、成年後見制度の利用検討（市長・町長申立ての場合を含む）することが望ましいと考える場合は、相談者にケース検討会議の開催を提案します。
- ケース検討会議において、効率的に、方針が決定できるよう、ケース検討会議までに、参加者がそれぞれ情報収集しておくことが望ましいです。

---

<sup>5</sup> 岩倉市、大口町及び扶桑町の要綱に規定があります。

### 3 ケース検討会議の開催

#### (1) ケース検討会議の開催

- ケース検討会議の呼びかけは、誰からでも差し支えありませんが、次のメンバーが揃うよう配慮します。

- (可能であれば) 本人
- 市町成年後見制度担当者 (高齢者/障害者)
- 市町生活保護担当者 (生活困窮家庭の場合)
- 相談機関 (地域包括支援センター、基幹型相談支援センター) の職員
- 福祉サービス調整担当者 (ケアマネジャー、相談支援専門員)
- 福祉サービス提供事業者
- 医療サービス提供事業者 (訪問診療医、訪問看護、MSW など)
- 社会福祉協議会日常生活自立支援事業担当者
- けんよご

#### (2) 成年後見制度申立ての必要性、緊急性の検討

- **必要性の検討**

- ・ 誰が申し立てるかは別として、申立ての必要性を検討します。申立ての事由として次のようなことが想定されます。<sup>6</sup>

本人の判断能力が不十分になっていて、かつ

- ① 預貯金の払出しや解約、保険金の受取ができない。
- ② 商品を次々と購入する等、収入に見合った適切な支出ができない。
- ③ 公共料金や税金介護福祉サービス利用料借金が払えていない。
- ④ 管理すべき財産が多額 (おおむね 1000 万円以上) である。
- ⑤ 悪徳商法に騙されるおそれがある、または過去に騙されたことがある。
- ⑥ 家族や親族、知人等から預貯金や年金を取り上げられるなどの経済的虐待を受けている、またはその疑いがある。
- ⑦ 家族や親族、知人等から身体的虐待心理的虐待性的虐待ネグレクト等を受けているまたはその疑いがある。

<sup>6</sup> 長崎県「成年後見制度市町村長申立マニュアル」(令和元年12月) p.4

- ⑧診療・入院契約や介護・福祉サービスの利用契約が進まない。
- ⑨遺産分割協議などの相続手続きができない
- ⑩不動産の処分（売却賃貸抵当権設定等の必要がある
- ⑪本人に身寄りがいない、または身寄りがいても疎遠であったり協力を得ることが困難であったりして、将来にわたって支えとなる人が必要である。

・他の手段として、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業等の事業も検討します。

・身体状況、再度の被害の可能性等々により、あわせて「やむを得ない場合措置」<sup>7</sup>の検討をします。あるいは、市町が独自に設けているいわゆる「緊急ショート」の制度などを検討します。

#### ○ 緊急性の検討

- ・通常の手続きで間に合うのか検討します。例えば、市長・町長申立ての際に、必要となる受任候補者調整委員会での審査は、通常毎月1回ですが、必要であれば書面審査も可能です。

### (3) 担当者レベルでの方向性の確認

- 成年後見制度利用の必要性が確認できたら、申立人となりうる親族がいるかどうか、現時点で把握している情報から検討します。
- 親族で申立てが可能かどうか検討します。次のような場合は、親族が申し立てることが期待できないと考え、市長・町長申立てをする方向で準備を進めます。

(例示)

- ・子どもはいるが、知的障害（精神障害）があり、申立てのことを理解し、申立て書類を整えることはできないと思われる場合

---

<sup>7</sup> 高齢者につき老人福祉法第10条の4及び第11条、知的障害者につき知的障害者福祉法第16条、精神障害者について入院を検討します。

- ・本人の兄弟はいるが、九州など遠方に住んでおり、高齢であり、また、本人との交流がない場合
- ・本人には、数十年前に別れた妻子があるが、音信不通である場合
- ・本人には、高齢の母親がいるが、認知症で施設に入っている場合

- 申立ての必要性があり、親族による申立てが期待できない場合には、市長・町長申立ての方向性をケース検討会議で確認します。<sup>8</sup>
- 市長・町長申立ての場合、1か月に一度の候補者を選定するための受任候補者調整委員会（後述）に諮ることになっています。何月に開催する受任候補者調整委員会を目標に準備を進めるか決めます。

#### （４）当面の役割分担

- ・市長・町長申立てのために必要な準備をする担当を決めておきます。

- ①「本人情報シート」の作成→地域包括支援センター、ケアマネジャー、施設職員、病院 MSW など本人の日常生活をよく知っている方
- ②診断書の作成依頼→市・町担当者
- ③本人への説明→市・町担当者（地域包括支援センターなど）、けんよご
- ④通帳などのコピーの取得→ケアマネジャーなど本人が信頼している方

#### （６）複数の市町村が関わる場合

- 複数の市町村が関わる場合、令和3年の厚生労働省通知<sup>9</sup>にそって、当該市町村と協議します。

---

<sup>8</sup> その後の親族調査により、親族で申立てする意向の方があれば、その方に申立て事務をお願いすることとなります。なお、複数の市町村が関わる場合にいずれの市町村が申し立てるかについては、この時点で検討が必要です。後記3（6）参照。

<sup>9</sup> 令和3年11月26日付各都道府県、市町村民生主管部（局）長宛厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長ほか連名通知「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続きの例示について」（以下本書において「令和3年厚生労働省通知」という。）

住所（住民登録のある場所をいう。）と居所が異なる市町村である場合における市町村長申立ては原則として、

- ・ 生活保護の実施機関（都道府県が実施機関である場合を除く）
- ・ 入所措置の措置権者
- ・ 介護保険の保険者
- ・ 自立支援給付の支給決定市町村

等となる市町村が行う。

ただし、施設入所が長期化し施設所在地市町村が本人の状況をよく把握している場合等においては当該市町村が積極的に申し立てることを妨げるものではない。

- 協議により他の市町村が担当することになった場合、情報提供等の支援をすることが求められています。

#### **(7) 外国籍の方の場合<sup>10</sup>**

本人が外国人で日本に住んでいる場合で、後見開始の審判等がなされていない場合は、日本の法律を適用して後見開始の審判等ができ、市町村長にも申立権が認められます（法の適用に関する通則法第5条）<sup>11</sup>。

申立てにあたっては、添付書類その他について家庭裁判所に確認する必要があります。

---

<sup>10</sup> この項は、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会かながわ成年後見推進センター『後見制度 市町村長申立て Q&A』2024.4 のQ24 参照。

[https://www.knsyk.jp/application/files/1717/3466/7743/mousitate\\_manual\\_2\\_qa.pdf](https://www.knsyk.jp/application/files/1717/3466/7743/mousitate_manual_2_qa.pdf)

<sup>11</sup> 外国人の日本における法律行為についての管轄や準拠法について定められている「法の適用に関する通則法」の第5条において「裁判所は、成年被後見人、被保佐人又は被補助人となるべき者が日本に住所若しくは居所を有するとき又は日本の国籍を有するときは、日本法により、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判（以下「後見開始の審判等」と総称する。）をすることができる。」と定められています。



## 4 本人への説明

### (1) 成年後見制度利用と本人同意

- 後見類型の場合、法令上は、申立てにあたり本人の同意は不要ですが、本人に、制度の説明は必要です。
- 保佐類型の場合は、申立てに本人同意は不要ですが、代理権の設定にあたって本人の同意が必要ですので、十分な説明が必要です。(民法876条の4第2項)
- 補助類型の場合は、申立てに本人同意が必要です(民法15条第2項)。また、同意権の設定、代理権の設定にも同意が必要ですので、十分な説明が必要です。(民法15条第2項、民法876条の9第2項)
- 保佐類型、補助類型の場合に、本人の同意があることの確認は、家庭裁判所の調査官が本人と面談する際になされます。このときに、本人が、申立てや代理権付与等について、同意されないと申立てを取り下げることになりますので、本人への十分な説明が必要です。

	申立て	代理権付与	同意権付与
後見類型	不要	(法令上付与)	(取消権が法令上付与される)
保佐類型	不要	付与の申立てに同意必要	(法令上同意権が付与される)
補助類型	同意必要	付与の申立てに同意必要	付与の申立てに同意必要

## 5 方針決裁

- (1) 他の手法（日常生活自立支援事業の利用、やむを得ない場合の措置、緊急ショートステイ等）も検討した上で、①成年後見制度の利用が必要となった場合（他の手法と併用する場合を含む）であって、②申立てができる親族がいないと見込まれる場合は、市長・町長申立てを行います。。
- (2) 方針決裁は、親族調査（公用使用）、診断書発注（費用が発生する）などの段階に入る前に取っておきます。

## 6 親族調査

### (1) 親族調査の趣旨

- ケース検討会議で、申立てをする親族がないとの見通しで進めていますが、親族調査によりそれを確認することになります。
- 令和3年厚生労働省通知によると、親族調査は、つぎの3つとされています。

#### ア 戸籍調査

親族の有無を確認する目的で行う調査

#### イ 意向調査

親族が申立てを行う意向があるかを確認する目的で行う調査

#### ウ 利用意見調査

成年後見制度を利用開始することへの意見を確認する目的で行う調査

- 戸籍調査は、親族調査を行うための準備行為となります。戸籍調査の目的は、2親等内の親族の有無の把握、所在の確認のため行うものであり、キーパーソンの把握を目的とするものではありません。<sup>12</sup>
- 親族調査が行われるのは、申立てをする意思のある親族がいるかどうかを行政として確認するためです。したがって、2親等内の親族がいるとしても、その親族に申し立てをする意思がなければ、市長・町長申立てを行うこととなります。「親族がいるから」というだけでは、市長・町長申立てを行わない理由にはなりません。<sup>13</sup>
- かつては、申立て権限のある4親等内親族まで親族調査で探してなるべく市長・町長申立てをしないという風潮もありましたが、本来は、親族に申立てする意思があるのに行政が過度に介入することが好ましくないことから、2親等内の身近な親族に意向調査するという趣旨です。

---

<sup>12</sup> 大阪成年後見制度研究会「成年後見制度市町村長申立ての手引き」（令和5年9月）p.13

<sup>13</sup> 同前 p.11

- 利用意見調査は、家庭裁判所が求める「親族の意見書」の提出のために行います。対象者は、推定相続人とされています。申立て書類に記載がない場合には、家庭裁判所において調査します。

## (2) 親族調査の範囲

- 親族調査の範囲について、令和3年厚生労働省通知を踏まえて作成された大阪成年後見制度研究会のマニュアルから引用します。<sup>14</sup>（太字は引用者）

○ イの意向調査を行う対象の親族は、原則として2親等内の親族とされていますが、令和3年厚労省通知により、虐待事案等の緊急事案においては、虐待者以外の親族も含め、申立の意向調査そのものを省略してよいことが明確にされました。

○ 令和3年厚労省通知は、緊急事案以外でも、重病、長期不在、居住不明などの事情により、申立てが期待できないと判断される親族については、申立の意向調査を省略してよいことを明確にしています。

同通知に記載されている「親族の重病、長期不在、居住不明」は、**申立てが期待できないと判断しうる場合の例示として挙げられているものです。それら以外の事情であっても、意向調査を改めて実施するまでもなく「申立てが期待できない」と判断される場合は、当該親族については意向調査を省略してかまいません。**

○ 前記ウの利用意見調査は、**イの意向調査を実施する範囲**で実施すれば結構です。意向調査を省略する場合は、利用意見調査も省略することになります。その場合は、市町村長申立書式に、省略した理由を記載して申立てを行います。

## (3) 「申立てが期待できない」と判断する場合の留意点

- 市町村長申立ての要件は、法令上<sup>15</sup>「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」とされており、それは、成年後見制度の利用が必要であるに

<sup>14</sup> 同前 p.12

<sup>15</sup> p.4-5 2 (2) 法令上の根拠の項参照。

もかかわらず、申立権のある親族の申立てが期待できない場合とされています。

- 「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」の意義については、つぎのように解されます（下線は引用者）。<sup>16</sup>

※「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」については次のように解されます。

市町村長申立権の根拠である老人福祉法等の「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」との規定は、本人の意思能力や家族の有無、生活状況、資産等から判断して、特に申立ての必要性がある場合に市町村長の申立権を認めたものと解されます。したがって、不動産の処分など財産管理の問題であって、一見福祉的分野とは言いがたい二一ズとみえる場合においても、親族等による申立てが期待できない状況のなかでは、本人の保護を図るために必要である場合には積極的に市町村長申立てを利用すべきであると思われる。

- 親族による申立てが期待できない理由のひとつに、本人と親族との関係性があります。この点、生活保護の扶養親族調査に関して、厚生労働省が、例えば10年程度音信不通であるなど交流が断絶していると判断される場合は、著しい関係不良とみなして照会する必要がないとしていることなども参考になると考えられます。<sup>17</sup>

---

<sup>16</sup> 「成年後見制度市町村長申立ての手引き」（令和5年9月）大阪成年後見制度研究会 p.8 から引用

<sup>17</sup> 生活保護の扶養照会にあたり厚生労働省は従前の手続きを見直し、親族の中で「扶養が期待できない」例を示していて、それに当てはまる親族に対しては、自治体は照会をしなくていいとして、以下の3類型を例示しています。（この例示は、申立てを期待できない親族を検討する際にも参考になると考えられます。）「① 当該扶養義務者が被保護者、社会福祉施設入所者、長期入院患者、主たる生計維持者ではない非稼働者（いわゆる専業主婦・主夫等）未成年者、概ね70歳以上の高齢者など ② 要保護者

#### (4) 親族が申し立てると言われた場合

- 好意から自分が申し立てるといわれる親族があった場合で、思ったよりも負担が大きいということで、いつまでたっても申立てが進まないこともこれまでがありました。
- あまり遅くなると、本人の権利擁護が進まないこととなりますので、このような事態は避けなければなりません。
- そこで、申立てを進めるとされた親族には、けんよごと相談するようお願いをします。けんよごが関わることで、進捗が確認できます。
- 最初から、期限を切って（例えば3か月）お願いすることも検討します。

#### (5) 申立てに対する不服の申立て

- 後見等開始の審判に対して不服がある場合には、本人と一定の関係を有する方（申立人を除く。）は、審判書が成年後見人等に届いてから2週間以内に、不服申立て（「即時抗告」といいます。）をすることができます。
- なお、「誰を成年後見人等に選任するか」という点については、不服申立てをすることができません。
- **親族から異議が申し立てられるケース**として、①現に本人の金銭管理をしている者で「自分が管理しているので成年後見制度は必要ない」と主張する

---

の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養ができない（例えば、当該扶養義務者に借金を重ねている、当該扶養義務者と相続をめぐり対立している等の事情がある、縁が切られているなどの著しい関係不良の場合等が想定される。なお、当該扶養義務者と一定期間（例えば10年程度）音信不通であるなど交流が断絶していると判断される場合は、著しい関係不良とみなしてよい。）③ 当該扶養義務者に対し扶養を求めることにより明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者（夫の暴力から逃れてきた母子、虐待等の経緯がある者等）」（厚生労働省社会・援護局保護課令和3年2月26日付事務連絡「扶養義務履行が期待できない者の判断基準の留意点等について」）

場合や②後見報酬など「余分な費用を負担させたくない」と主張する場合などが想定されます。

- 裁判例として、次の内容のものがあります。<sup>18</sup>

平成 25 年 6 月 25 日の東京高裁判決では、区長申立てに対して、本人と同居の子が「その福祉を図るために特に必要があるとき」の要件を満たしていない等の抗告を行った事案について、「子による介護状況は極めて不適切であるとの評価を免れないものであるから、本人の保護の必要性が高い状態であったとすることができる。それにもかかわらず、抗告人（子）において、本人について成年後見開始等の審判を申立てることは、期待できない状況である。」と、区長申立てが適法であったことを認めました。

- この裁判例のように、不服申立ては、関係が疎遠な方には費用と手間をかけて不服申立てをする理由が考えにくく、むしろ本人の金銭、財産をめぐって利害が対立する身近な関係の方からなされるように思われます。
- 市町にあっては、親族をいわば差し置いて申立てをするものですが、親族から問われたときに、本人には成年後見制度の利用が必要であると判断した理由、親族からの審判申立てが期待できないと判断した理由あるいは遠方の親族の調査を省略しても申立を急がなければならなかった理由を説明できればよいと考えられます。
- 以上から、①必要性、②申立ての可能性、③緊要度を総合的に判断し、省略したことを説明できる親族については省略してよいと考えられます。

---

<sup>18</sup> 同前資料 p.8。

## 7 診断書の作成依頼

- 成年後見制度は、判断能力の程度に応じて、後見類型、保佐類型、補助類型と3類型があり、どの類型になるかは医療機関の診断書をもとに裁判所が最終的に判断します。
- 診断書の取得に時間がかかることがありますので、早い段階で着手してください。
- 診断書を依頼する前に、本人情報シートの作成が必要ですので、ケース検討会議で作成担当に依頼します。のちに、申立てをする親族が現れた場合も本人情報シートは無駄になりません。
- 診断書は、精神疾患に関連する診療科を標榜する医師によることが望ましいですが、主治医等本人の精神状態をよく把握されている医師でさしつかえありません。
- 後見、保佐類型の場合、原則は鑑定実施ですが、運用では、鑑定省略となることが多いです<sup>19</sup>。診断のための検査結果や本人との面談状況、本人情報シートの内容等と照らして、類型判定に相応の違和感があった場合には、鑑定になることがあります。
- そのため、記載内容について、医師に十分ご理解いただいた上で書いていただけるよう、「成年後見制度における診断書作成の手引」（最高裁作成）<sup>20</sup>を参考にされるよう依頼時に交付してください。
- 鑑定連絡票も合わせて依頼します。
- 医師の診断書を入手したら基本的に診断書に記載の類型判断にそって、申立て書類の作成等を進めます。

---

<sup>19</sup> 「成年後見関係事件の概況」（最高裁判所）によれば、鑑定実施の割合は年々低下しており、令和5年中の鑑定実施は全体の4.5%です。なお、10年前（平成25年）は、10.9%、15年前（平成20年）は、27.3%でした。

[https://www.courts.go.jp/toukei\\_siryou/siryu/kouken/index.html](https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryu/kouken/index.html)

<sup>20</sup> [https://www.courts.go.jp/yokohama/vc-files/yokohama/2020/YFC/20200923\\_3.pdf](https://www.courts.go.jp/yokohama/vc-files/yokohama/2020/YFC/20200923_3.pdf)

## 8 登記されていないことの証明書取得

- すでに後見制度の利用がないことを確認するために、東京法務局に「登記されていないことの証明書」の交付を申請します。<sup>21</sup>
- 一般的には、郵送で手配します。「公用」で取得することができます。
- 証明事項は、「成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない。」にチェックします。法定成年後見制度だけでなく、任意後見契約の登録がないことも証明してもらうことが必要です。
- 「証明を受ける方」の欄をそのまま複写して、証明書に使用されますので、ここに記入する氏名、生年月日、住所、本籍については、本人の住民票等で確認をしながら、ていねいに記入してください。
- 当地区の事例で、登記されていないことの証明書を取ったところ、本人が任意後見契約をされていたことが分かった例があります。本人も忘れていたのです。このケースでは、任意後見契約の相手方を探し出したところ、遠方に居所を移しており任意後見事務をできないといわれたので、法人後見を進めることとなりました。
- 任意後見契約をされている場合は、任意後見契約が本人の意思を尊重するために優先されますが、家庭裁判所が、「本人の利益のために特に必要があると認めるとき」は、後見開始の審判等を行うことができると規定されています。<sup>22</sup>

---

<sup>21</sup> 申請書様式は、資料集参照。

<sup>22</sup> 任意後見契約に関する法律（平成11年法律第150号）第10条 任意後見契約が登記されている場合には、家庭裁判所は、本人の利益のため特に必要があると認めるときに限り、後見開始の審判等を行うことができる。

2 前項の場合における後見開始の審判等の請求は、任意後見受任者、任意後見人又は任意後見監督人も行うことができる。

3 第4条第1項の規定により任意後見監督人が選任された後において本人が後見開始の審判等を受けたときは、任意後見契約は終了する。

## 9 代理権・同意権設定

### (1) 代理権の設定

- 後見開始の場合は、財産に関する法律行為について代理権が当然に付与されています<sup>23</sup>。
- 保佐類型、補助類型の場合は、別に代理権付与の審判の申立てが必要となります。
- 代理権付与の審判申立てには、本人の同意が必要であり、申立て書類の一部である代理行為目録の該当項目にチェックを入れます。個別具体的にひとつずつ本人に説明しながら、チェックしていきます。この手続きについては、けんよごも同席して説明します。
- 本人が、代理権付与について同意されているかどうかは、裁判所の調査官が本人面談の際、項目ごとに本人に確認されます。この際、本人の同意が得られないと代理権はつけられません。事前に十分説明をし、本人の納得を得ておく必要があります。
- 代理権は後から追加できますので、必要な範囲にとどめます。しかし、たとえば、保険に関する事項など一見いらなさそうですが、自転車保険の義務化などがあり必要となる場合もあります。できるかぎり、本人と代理権設定の相談をするときには、けんよごも同席させてください。

### (2) 同意権の設定

- 後見類型の場合は、同意権の設定ということがありません。後見類型の方は、成年後見人が同意してもそのとおりに行動されるかわからないので、成年被後見人が法律行為をした場合には、仮に成年後見人の同意があったとしても取り消すことができます。成年後見人には、日常生活に関する行為を除いて、取消権が与えられます。<sup>24</sup>

---

<sup>23</sup> 民法859条1項 後見人は、被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について被後見人を代表する。

<sup>24</sup> 民法第9条 成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。

- 保佐類型の場合は、民法第13条第1項各号に所定の行為について、保佐人に同意権が与えられます。<sup>25</sup>
- さらに、民法第13条第2項の規定により、同条第1項各号に掲げる行為以外の行為をする場合であっても保佐人の同意を得なければならない旨の審判を求めることもできます。
- 補助類型の場合は、別に同意権付与の審判の申立てが必要です。同意行為目録にそって、補助人の同意が必要とすることが望ましい項目について、本人に説明し、本人の同意を得ながらチェックをします。

---

<sup>25</sup> 民法第13条 被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第9条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

- (1) 元本を領収し、又は利用すること。
- (2) 借財又は保証をすること。
- (3) 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。
- (4) 訴訟行為をすること。
- (5) 贈与、和解又は仲裁合意（仲裁法（平成15年法律第138号）第2条第1項に規定する仲裁合意をいう。）をすること。
- (6) 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。
- (7) 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。
- (8) 新築、改築、増築又は大修繕をすること。
- (9) 第602条に定める期間を超える賃貸借をすること。
- (10) 前各号に掲げる行為を制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第17条第1項の審判を受けた被補助人をいう。以下同じ。）の法定代理人としてすること。

2 家庭裁判所は、第11条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求により、被保佐人が前項各号に掲げる行為以外の行為をする場合であってもその保佐人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、第9条ただし書に規定する行為については、この限りでない。（第3項、第4項略）

- 同意行為目録に上げる項目は、民法第 13 条第 1 項各号に所定の行為の一部に限られますので、すべてにチェックすることはできません。<sup>26</sup>

---

<sup>26</sup> 民法第 17 条 家庭裁判所は、第 15 条第 1 項本文に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、被補助人が特定の法律行為をするにはその補助人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、その審判によりその同意を得なければならないものとすることができる行為は、第 13 条第 1 項に規定する行為の一部に限る。

2 本人以外の者の請求により前項の審判をするには、本人の同意がなければならない。(第 3 項、第 4 項略)

## 10 受任候補者調整委員会へ候補者推薦依頼

- 老人福祉法第32条の2第1項、知的障害者福祉法第28条の2第1項及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条11の3第1項において、市町村は、「後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない」との努力義務が規定されています。
- そのため、この地域では、けんよごに設置する受任候補者調整委員会に候補者の推薦を依頼することとしています。
- 受任候補者調整委員会は、毎月1回開催します。開催日の2週間前までに、受任候補者調整委員会審査票を添えて、課長以上の名前で依頼文書を作成し、けんよごあて提出してください。
- 審査票には、成年後見人候補者等について市・町とけんよごの意見を書く欄があり、事前に協議する必要があります。また、記載内容に漏れがないか、誤解を招く表現がないかなど、けんよごで確認をします。開催日の2週間前が締切となっています。
- 市町とけんよごでやりとりをして完成した審査票を、1週間前に委員に送付します。
- 受任候補者調整委員会では、審査票を作成した担当者から説明をしていただき、委員からの質問にも答えていただきます。

## 1.1 受任候補者調整委員会審査結果に基づく候補者選定通知

- 受任候補者調整委員会で決定されるのは、弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、社会保険労務士などの専門職種までですので、個人名までの候補者調整は、委員と相談の上、けんよごが行います。
- けんよごでは、専門職協力者名簿を整備しており、名簿登載者の中から、候補者調整を行います。（2週間をめぐり）
- けんよごから依頼文書への回答として、候補者推薦書を送付します。その際、受任候補者調整委員会での委員の意見等をまとめた書面を添えています。この書面は、受任候補者調整委員会がなぜその職種の候補者を選定したかを家庭裁判所に理解していただき、私たちが候補者とした人を選任していただけるよう意図するものですので、申立て書類に添えて、家庭裁判所に提出してください。
- この書面は、word 文書でも提供しますので、市町において適宜加筆、修正いただいてもかまいません。

## 12 家庭裁判所への申立て

- けんよごから通知を受けた候補者を記載して、庁内の決裁を経て、家庭裁判所に申し立てます。
- 可能であれば、申立て前に、けんよごに見せてください。(家庭裁判所から補正の指示があつて審判が遅れることをできるかぎり防ぐためです。)
- 申立ては、本人の居所を管轄する裁判所に行います。

居所	相手先
小牧市	名古屋家庭裁判所（本庁） 〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-7-1 電話052-223-2015
岩倉市、大口町、扶桑町	名古屋家庭裁判所一宮支部 〒491-0842 一宮市公園通4-17 電話 0586-73-3162

- 申立て先は、本人の住所地ではなく居所が原則であり、たとえば、住民票は小牧市である場合も大口町にある総合病院に長期入院中である場合は、大口町を管轄する一宮支部に申し立てることになります。しかしながら、入院期間の長短もあり、どちらに申し立てるかは、裁判所に尋ねるのがよいでしょう。
- 親族申立て時にある受理面接が市長・町長申立ての場合はないため、予約の必要はなく、名古屋家庭裁判所後見センターまたは名古屋家庭裁判所一宮支部に郵送すればけっこうです。(レターパックなど配達状況が確認できるものが望ましい。)
- 申立書類には、所定の収入印紙、切手が必要ですので、送付予定日に払い出しができるよう手続きをしておきます。
- けんよごでは、進捗管理をしていますので、申立書類を送付されたときには、その旨連絡をしてください。

### 13 審理

- 書類に不備がある場合は、書記官から補正の連絡があります。補正があると審判が遅れますので、事前によく確認をしてください。
- 本人面談があり、本人が裁判所に行くことが可能であれば裁判所で行われます。本人が入院中などで、裁判所に出向くことができない場合は、調査官が本人の居所まで来られます。まれに、オンライン面談となる場合があります。
- 申立てをした市町の職員に、家庭裁判所から本人面談の日程について調整の依頼が入りますので、入所先等と調整のうえ立ち会ってください。けんよごにも同席いたしますので、ご連絡ください。
- 最高裁判所の資料によれば、審理期間は、1か月以内38.5%、1か月超2か月以内33.3%であり、複雑な事案でなければ2か月で審判されるものと考えられます。<sup>27</sup>

### 14 審判と審判の確定

- 審判されると本人、成年後見人等、申立人に審判の謄本が送られてきます。
- 審判書は、類型に応じて下記様式で送付されます。

類型	本人	成年後見人等	申立人
後見	普通郵便	<b>特別送達</b>	普通郵便
保佐	<b>特別送達</b>	<b>特別送達</b>	普通郵便
補助	<b>特別送達</b>	<b>特別送達</b>	普通郵便

- 特別送達は、受取証明が求められる形式の郵便です。特別送達のうち遅く受け取った人が受け取った日から2週間が不服申立て（即時抗告）期間とされます。この2週間が経過した時点で、審判が確定します。（不服申立てがあればこれに対する却下の決定がなされたとき）
- 保佐類型、補助類型の方で、本人が審判書を受けとられなければ、いつまでも確定しないこととなりますので、受領できるよう配慮が必要です。

<sup>27</sup> 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況—令和5年1月～12月」p.3

- 審判が確定すると、家庭裁判所から東京法務局に登記の嘱託がされます。この登記には、1～2週間かかりますので、実際に成年後見人等が銀行等で手続きをするために必要となる登記事項証明書を手に入れるまで多少時間がかかります。

## **15 後見等の開始**

- 成年後見人等がついても、すべてを成年後見人等が解決することはできませんので、支援者チームを形成して対応していく必要があります。そのため、審判が確定する時期を見計らって、けんよごが、新支援チーム形成のため、支援者会議を設定します。
- 支援者会議では、市町の担当者をはじめ、旧来の支援者と新しく参加する成年後見人等の引き継ぎ、支援方針の確認、死後の事務など今後の関わりの確認などを行います。

## 資料集

- ・ 令和3年11月26日付各都道府県、市町村民生主管部（局）長宛厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長ほか連名通知「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続きの例示について」
- ・ 令和3年2月26日付各都道府県（政令都市・中核市）生活保護担当課宛厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡「扶養義務履行が期待できない者の判断基準の留意点等について」
- ・ 「成年後見制度における診断書作成の手引」（最高裁作成）
- ・ 「登記されていないことの証明書」申請書
- ・ 代理行為目録
- ・ 同意行為目録
- ・ 尾張北部権利擁護支援センター受任候補者調整委員会要領

2025年3月初版

